

(別紙) 見積徴収及び契約業者決定等要領

1 趣旨

本物品の購入に係る契約の相手方は、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税抜きの金額)による見積徴収により、決定します。

なお、締結前情報に記載の契約の相手方の選定基準を満たさない者から見積書の提出があった場合は、その見積りを無効とします。

2 物品の詳細

物品の詳細は、別添仕様書のとおりです。

3 見積書記載事項等

(1) 見積参加者は、香川県広域水道企業団所定の見積書に必要事項を記入し、記名押印の上、指定の日時までに持参又は郵送(一般書留又は簡易書留に限り、提出期限必着のこと)により提出してください。

(2) 契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額(当該金額に 1 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)をもって決定金額とするので、見積参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載してください。

(3) 見積書の宛先は「香川県広域水道企業団高松ブロック統括センター所長」としてください。

(4) 見積書には、住所(所在地)、商号又は名称、代表者氏名、見積金額、案件名及び見積年月日等を正確に記入し、印鑑を押印の上、提出してください。記入内容を訂正した場合は、訂正箇所には必ず押印してください。ただし、金額の訂正は認められません。

(5) 提出した見積書は、引換え、書換え又は撤回をすることができません。

(6) 見積書は、品名・規格、数量等を十分確認の上、作成してください。

(7) 次のいずれかに該当する見積りは、無効とします。

ア 連合その他不正な行為によってなされたと認められるもの

イ 同一の見積について、2 以上の見積書を提出したもの

ウ 見積書の金額、氏名若しくは印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明であるもの

エ 見積書の金額を訂正したもの

オ 鉛筆等の容易に訂正可能な筆記用具で記載したもの

カ 締結前情報に記載の契約の相手方の選定基準を満たさない者からの見積

4 質問に対する回答

質問がある場合には、令和 7 年 9 月 8 日(月)午後 4 時までに、質問事項を記載した

書面を電子メール又はファクシミリで10に示した場所に提出してください。

質問に対する回答は、質問締切日翌営業日の16時までにとりまとめて、その内容を電子メール又はファクシミリで通知します。見積参加者は、当該内容を熟知の上、見積書を提出しなければなりません。

5 参加資格要件を満たすことの誓約

見積書を提出した者は、地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約したものとみなします。

6 見積書提出に当たっての注意事項

見積書は、物品名及び見積日時を確認の上、契約事務担当者の指示に従い、提出してください。なお、期限後の提出は無効となりますので、御注意ください。

7 契約の相手方の決定方法

見積書の提出後、次により契約の相手方を決定します。

- (1) 見積金額が予定価格の制限の範囲内で、最も安価な見積金額をもって見積もった業者に決定します。
- (2) (1)の場合において、最も安価な見積金額をもって見積もった業者が2者以上あるときは、くじにより決定し、当該見積もり業者に代わって本件の事務に関係しない職員がくじを引くこととします。
- (3) 最も安価な見積金額が予定価格を超えている場合は、再度見積りを行います。
この場合、初回の見積りにおいて無効の見積りをした者及び失格となった者は、再度の見積り参加することはできません。
- (4) (3)の場合において、初回の見積りの最低見積金額以上の金額で見積もった者は失格とします。
- (5) 再度見積の結果((6)の場合を除く。)、なお予定価格を超えている場合は、この見積りは不調になりますので、最も安価な見積金額をもって見積もった業者と契約金額等について協議します。
- (6) (5)の場合で最も安価な見積金額をもって見積もった業者が2者以上あるときは、当該2者以上の業者で再度見積りを徴収し、決定します。
- (7) 落札業者は、当該見積書の見積金額の内訳の分かる「内訳書」及び「課税・免税事業者届出書」を提出してください。

8 契約の相手方の決定の取消し

7により行った契約の相手方の決定の取消しについては、次のとおりです。

- (1) 契約予定者が、指定の期日までに契約の締結をしないとき。
- (2) 契約予定者が、不正の見積をしたとき、又は他の者にこれをさせた認められたとき。
- (3) 見積後、見積資格に欠けていると判明したとき。

(4) 見積者が自己の責めに帰すべき理由によって、既に締結した他の契約を解除されたとき。

(5) 見積の取消し請求があったとき。

9 契約について

契約に当たっては、別添の契約書により契約を締結しますので、別途指定する期限までに総務課に提出してください。

なお、次の書類間において相違がある場合の優先順位は、(1)、(2)、(3)の順番とし、これにより難しい場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとします。

(1) 契約書

(2) 質問回答書

(3) 仕様書

10 問い合わせ先

〒760-8514 高松市番町一丁目8番15号

香川県広域水道企業団高松ブロック統括センター 総務課財務管理係

TEL 087-839-2722 FAX 087-839-2710

電子メール takamatsu_somu@union.suido-kagawa.lg.jp